

# 利用調整基準表

一保育所等において、受入可能数を上回る保育の利用申込みがあった場合は、以下により、優先順位を決定したうえで、利用する児童を決定します。

※ 「保育所等」とは、保育所、認定こども園(保育部分)、小規模保育、家庭的保育、事業所内保育、居宅訪問型保育のことです。

## <優先順位の決定方法>

「1 基本点数」に「2 調整点数」を加えたものを利用調整における点数とし、点数が高い程、優先順位が高いものとします。

- ① 「1 基本点数」は、父母の点数のどちらか低いものとします。複数の状況に該当する場合は、高い方を点数とします。
- ② 「2 調整点数」は、類型に複数該当する場合それぞれの点数を加算する。(「育児休業復帰」と「きょうだい児」のみ互いの併用不可。育児休業を優先する。)
- ③ 「1 基本点数」「2 調整点数」の点数欄にある「※」は、児童福祉の観点から市長が必要と認めた場合、別途点数を設定します。

## 1 基本点数

類型	保護者（同居親族など）の状況	点数	
就労	居宅外労働	居宅外で労働することを常態としている場合（就労時間1日8時間以上）	65
		居宅外で労働することを常態としている場合（就労時間1日8時間未満、パート及び不定期就労など）	50
	居宅内労働	居宅内で当該児童と離れて日常の家事以外の労働することを常態としている場合（就労時間1日8時間以上）	60
		居宅内で当該児童と離れて日常の家事以外の労働することを常態としている場合（就労時間1日8時間未満、パート、内職及び不定期就労など）	45
妊娠、出産	妊娠中であるか出産後間がない場合 ※産前2か月から産後3か月まで	55	
疾病、負傷、障害	疾病又は負傷している場合	50	
	精神又は身体の障害	精神又は身体に障害を有する場合（身体障害者手帳1～3級、療育手帳重度又は中度、精神障害者保健福祉手帳1、2級の場合）	45
		精神又は身体に障害を有する場合（上記以外）	20
同居親族の介護、看護	同居の親族を常時介護している場合（入院加療又は安静を要する状態）	40	
災害復旧	震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっている場合	最優先	
求職活動	家計の主宰者が求職活動を行っている場合	35	
	求職活動を行っている場合	10	
就学	学校教育法に基づく学校又は就労に必要な知識技能の習得を目的とし職業訓練校その他の専門校において就学している場合	15	
児童虐待・配偶者からの暴力	児童虐待又は配偶者からの暴力により、社会的養護が必要な状態にあり、特に保育が必要と認められる場合	最優先	
前各号に類するもの	上記項目に該当しないが、児童福祉の観点から、市長が認める場合	※	

## 2 調整点数

類型	状況	点数
保育士	保育士として保育所等で就労予定（内定者）、又は現に就労している場合（注1）	50
ひとり親	ひとり親家庭の状態にある場合（注2）	21
育児休業復帰 （「きょうだい児」との併用不可。）	休業開始前に入所していた保育所等に入所させる場合 または休業中に入所しているきょうだい児と同一の保育所等に入所させる場合	7
	上記以外で、休業復帰に伴い児童を保育所等に入所させる場合	6
きょうだい児 （「育児休業復帰」との併用不可。）	保育を受けようとする保育所等が、兄弟姉妹が現に保育を受け、又は受けようとする保育所等と同一である場合	6
育児休業を延長可能である場合（減点）	育児休業を当初の期間より延長できる場合 (届出書を提出した場合のみ)	合計0 となる
障害	入所希望児童が精神又は身体に障害を有する場合	2
卒園児 (3歳未満児)	地域型保育事業の卒園児を入所させる場合	2
生活保護	就労による自立支援につながると判断される場合	1
その他	上記項目に該当しないが、児童福祉の観点から、市長が認める場合	※

（注1）中間市の保護者が市外保育所の保育士として勤務し、かつ中間市内の保育所等に入所申込みを行った場合は、市外保育所所在地の自治体が、「当該自治体の保護者が、中間市内の保育所に保育士として勤務しており、かつ当該自治体の保育所等に入所申込を行った場合に、当該自治体が加点を付ける」場合のみ、本市においても加点の対象とする。

（注2）ひとり親家庭とは、児童扶養手当受給者及び戸籍等にひとり親世帯と確認できる世帯。）

### ※※留意事項※※

#### 1. 保育認定が育休の点数について

育休認定により保育園を利用している人については、現在育休を行っている勤務先で復職した際の勤務状況で点数の調整を行うこと。（なお、優先点数「育休復帰」は加点しない。）

#### 2. 両親以外に16歳以上の世帯員がいる場合について

保育点数については、両親及び世帯員の点数のうち、低い世帯員の点数を適用する。

#### 3. 書類不備による児童の点数について

勤務証明書の不備等による申込者については、受付を行わない。

（例）勤務証明の提出がまに合わないのであれば、「求職活動」で誓約書を提出してもらい、何からかの保育必要理由による添付書類を提出が必ず必要とする。